

平成 31年 3月 11日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町行政改革検討委員会
会長 湯川 恵子 

第5次二宮町行政改革大綱策定に係る意見書について

「第5次二宮町行政改革大綱案」について、二宮町行政改革検討委員会として慎重に審議した結果を、別紙の意見書のとおりとりまとめましたので提出します。

町においては、第5次二宮町行政改革大綱策定の際にこれらの意見を反映し、第5次行政改革の推進に活用くださいますよう、お願い申し上げます。

第5次二宮町行政改革大綱策定に係る意見書

町においては、財政状況がますます厳しくなる一方、少子高齢化による人口減少の進行、住民ニーズの多様化等社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。質の高い町民サービスを引き続き提供するためには、より効率的・効果的な行政運営を行う体制の整備や町民との協働によるまちづくり等による更なる行政改革の推進が必要になっています。

本意見書は、第5次二宮町行政改革大綱の策定にあたり、「組織体制の強化」、「持続可能な財政の確立」、「多様な主体との協働」の3つの基本方針を改革の柱として、今後の行政改革における具体的な取り組みの指針となるよう、様々な視点により意見や提案をとりまとめました。

本委員会は、町がこの意見の趣旨を尊重するとともに、可能な限り各年度の取り組みに数値的成果指標を設定するなど、町民にわかりやすい工夫と丁寧な説明を心がけ、対話による町民の理解と協力を得ながら職員が一丸となって、積極的な行政改革に取り組まれることを期待します。

3つの基本方針と取り組むべき項目に関する意見について

(1) 組織体制の強化

- 類似もしくは重複する事業について、見直しを図るべきです。そのためにも、業務量を把握し、部署の横断的な連携強化を図り、課題の洗い出しと実施する事業を取捨選択できる仕組みを早期に構築することを望みます。
- ICTを活用した業務の効率化を強く推し進めるべきです。町民サービスの向上とともに、職員の適正配置や業務管理のツールとして有効なICTを、意識を持って積極的に活用し、迅速かつ適正で効率的な事業を推進する必要があります。
- 広域連携についても、町民サービスを維持した中で、スケールメリットを生かした業務の集約や削減を行い、必要な業務に人員を配置するといった意識を持ちながら、積極的に進めていく必要があります。
- 様々な視点を積極的に活用することを検討するべきです。行政のみならず、民間事業者等の新しい意識や文化を取り入れ、柔軟な対応を進めていくことが重要です。
- 職員の意識醸成と職員能力の向上に努めるべきです。質の高い町民サービスを提供するためには、職員がモチベーションを高く持ち、能力を最大限に発揮でき

る環境を整える必要があります。そのために、職場環境や働き方を見直し、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで、組織や業務の質的向上につなげることが重要です。

(2) 持続可能な財政の確立

- 町税等の収納率の向上に引き続き努めるべきです。効率的かつ確実な収納につながるように、神奈川県等と連携を図るとともに、ふるさと納税など町の特性を生かしながら、収入を確保することが必要です。
- 徹底的な経費の削減に引き続き努めるべきです。職員一人ひとりが積極的に改善を提案し、努力している姿を示し、町民に理解を得ることが必要です。また、経費の削減を、業務のスリム化へとつなぎ、必要とされる新たな町民サービスの提供に展開していくことが求められます。
- 町民との丁寧な対話に力を入れるべきです。施設の効率的な運営など、町民の理解を深め、協力を得るためにも、町民のニーズに即した情報共有をしていくことを求めます。

(3) 多様な主体との協働

- 広報機能の充実強化を推進するべきです。町政に対する町民の理解を一層深めるために、広報紙やホームページを中心に様々な媒体を積極的に活用し、効果的な行政情報の提供を推進する必要があります。また、情報伝達の把握には、町民の意向をしっかりと分析できるよう、適切な手法や成果指標の設定を検討することも必要です。
- 産学との柔軟な連携を推進するべきです。多様化する行政課題に対し、限られた職員数で対応していく必要があるため、枠組みに囚われず、柔軟な発想を生かした視点を持ち、効果的・効率的なまちづくりを推進することが求められます。
- 地域支援に対する組織を強化するべきです。高齢化社会に対応する地区の在り方や、多世代が地域コミュニティに参画できる仕組みづくりを検討する際は、地域と丁寧な話し合いの上、進めていく必要があります。

検討経過

第1回 二宮町行政改革検討委員会

日時 平成31年2月1日（金） 午前9時30分～午前11時30分

内容 町の行政改革の取組みについて

第5次二宮町行政改革大綱素案について

第2回 二宮町行政改革検討委員会

日時 平成31年2月15日（金） 午後3時00分～午後5時00分

内容 第5次二宮町行政改革大綱策定に係る意見書（案）について

二宮町行政改革検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町行政改革検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、二宮町行政改革大綱の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間の企業経営者または経験者
- (4) 行政経験を有する者
- (5) 公募の町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合には後任者を充て、任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長が不在のとき、または会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会名簿

No.	氏 名	摘 要	区 分
1	湯川 恵子 (会長)	学識経験を有する者	1号
2	阿部 正昭	町内の公共的団体等の代表者	2号
3	柳川 幸司 (職務代理)	民間企業経営者又は経験者	3号
4	浅沼 寿成	行政経験者	4号
5	脇 治	公募の町民	5号
6	平田 光枝	公募の町民	5号